

実験室施工及び環境基準

平成28年5月
同志社大学起業家育成施設（D-egg）

ガイドライン第10条（1）

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が管理する同志社大学連携型起業家育成施設（D-egg）（以下、「本施設」という。）において、入居者が居室内に実験室等を整備する際には、関係法令に加え当該基準を遵守するものとする。

（目的）

第1条 本施設に設置する実験室等からの有害な環境の漏出を防止するため、入居者が遵守すべき実験室の施工基準及び環境基準を制定する。

（病原体等取扱実験室基準）

第2条 本施設で取扱い可能な病原体等については、BSL1及びBSL2、また、P1及びP2までとする。

- 2 病原体等のリスク群分類は、「国立感染症研究所病原体等安全管理規定 平成22年6月」を参考にし、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に準拠する。

（安全管理施工基準）

第3条 実験室と実験台は、病原体等の汚染や血液等による汚染に対して、清掃及び消毒が容易な構造にすること。

- 2 生物学的・物理的封じ込め実験室は実験区域外に漏出するのを防止するため、以下のとおり封じ込め施工を行うこと。

一 「BSL-1」並びに「P-1」の実験室

- 1) 実験室には、通常の微生物学実験室と同程度の設備を備えること。
- 2) 実験中は実験室の窓や入口は全て閉じておくこと。
- 3) 実験に使用した生物由来する廃棄物、実験用器材等を滅菌すること。
- 4) 実験室のある建物内に高圧蒸気滅菌器（オートクレーブ）や薬液消毒用の浸漬槽などを設置すること。

二 「BSL-2」並びに「P-2」の実験室

- 1) 実験室レベル（BSL-1、P-1）に加え、安全キャビネットを設置すること。
 - 2) 遠心分離機、超音波細胞破碎装置、凍結乾燥機、ブレンダーなどエアロゾルが発生しやすい機器の操作は汚染エアロゾルが外部に漏出しないようにすること。
 - 3) すべての操作についてエアロゾルの発生を最小限にするよう努めること。
 - 4) 培地への菌の移植や培地の交換など、組換え体を扱う場合には、安全キャビネット内で行うこと。
 - 5) 汚染されたものや廃棄物を滅菌するために使用するオートクレーブは実験室内（または管理区域内）に設置すること。
- 3 48時間を超えるような動物実験を行う場合は、別に定める「D-eggにおける動物実験に関する基準」の第7条及び第8条の規定に基づき動物実験室設備を整備すること。
- 一 48時間以内の動物実験の場合の動物実験室の整備は、以下のとおりとする。
- 1) 逸走防止策を設け実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
 - 2) 出入り口に取り外しのできる木製又は金属製等のネズミ返し（高さ：40cm以上）、又は前室が設置されていること。
 - 3) 床や排水口から動物が脱出しない構造であること。
- 4 病原体等の保管等の技術上の基準は、感染症法第56条の25に準ずる。
- 5 設備の点検及び保守は、安全で快適な実験・研究環境を維持するために、施設設備の中長期の保全計画を策定し、適時適切な保全に努めること。
- 6 安全確保のため点検の結果に応じて、危険物の除去、施設設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなど適切な措置を講じ中小機構に報告しなければならない。
- 7 管理区域の出入り口には国際バイオハザード標識を掲示する（別表1）。標識の基準については、「実験室バイオセーフティ指針 Laboratory biosafety manual（WHO第3版）」の2頁、9頁、10頁、20頁、29頁に準ずる。

（大気汚染防止施工基準）

- 第4条 ばい煙、粉じん、特定物質及びその他の有害物質並びに悪臭の排出に伴う公害を防止するため、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、京都府環境を守り育てる条例、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に定められた排出基準以下の排気となるように施工を行う。
- 2 関係法令等の規定に係わらず、大気中に排出された場合に人体又は環境に有害な影響を及ぼす恐れのある物質を取り扱う場合は、原則としてスクラバー付きのドラフト内で行う。
 - 3 排出防止設備による回収物は、別に定める「廃棄物処理基準」によって処理を行う。

(騒音・振動防止施工基準)

第5条 居室内の事業活動に伴って発生する騒音及び振動を防止するために講じなければならない措置を以下に定める。

- 2 騒音レベルは、騒音規制法（昭和43年法律第98号）に規定された規制基準を遵守するものとし、具体的には、**D-egg**安全管理マニュアル 別冊1 (3) 騒音・振動防止対策関連 ①騒音・振動に係る機構の定める基準以下とする。
- 3 振動レベルは、振動規制法に規定された規制基準を遵守するものとし、具体的には、**D-egg**安全管理マニュアル 別冊1 (3) 騒音・振動防止対策関連 ①騒音・振動に係る機構の定める基準以下とする。

(実験排水施工基準)

第6条 居室内から公共用水域に排出される水については、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）下水道法（昭和33年法律第79号）に定められた「水質基準」を満たすように処理した後実験排水を放流しなければならない。

- 2 別途、京田辺市が定める「水質に関する環境基準」を満たさなければならない。京田辺市が定める「水質に関する環境基準」は、具体的には、**D-egg**安全管理マニュアル 別冊1 (2) 水質汚濁防止対策関連 ①京田辺市 水質に関する環境基準以下とする。
- 3 有機および無機の実験廃液、一次洗浄水、二次洗浄水は産業廃棄物として処理すべきものであり、排水として放流せず、外部委託業者を通じて構外に搬出し、適正に処理及び処分をする。
- 4 三次洗浄水は居室内で必要な処理を行えば排水できる。

附則

(施行期日)

第1条 この基準は平成28年5月11日から施行する。

以 上

別表 1


 BIOHAZARD 入室承認者以外立入禁止	
実 験 室 名	
病原体のBSL	
実 験 責 任 者	
緊 急 時 連 絡 先	電話番号：
	携帯番号：

図 - 1 国際バイオハザード標識及び記入例